

## 広島市マタニティグッズ無償提供者募集要項

### 1 趣旨

広島市では、妊婦の方が外見上妊娠中とわかりにくい妊娠初期から安心して外出できるよう、公共交通機関での優先的な席の確保等、妊婦にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に取り組んでいます。この取組みの一つとして、母子健康手帳交付時にマタニティマーク付ストラップ及び資料を入れるためのバッグを配布しています。これらのマタニティグッズを作製し、市に無償提供していただける法人又は個人事業者（以下、「事業者」という。）を1者募集します。また、マタニティグッズに広告物を添付していただくことも可能です。

### 2 マタニティグッズの仕様

マタニティマーク付ストラップ及びバッグの規格等は、別記の仕様書のとおりとします。

### 3 広告物について

- (1) 広告物はマタニティグッズとは別に作製し、マタニティマーク付ストラップとセットで個包装してください。大きさは幅19cm、高さ27cm、厚さ5mm以内、重さ200g程度としてください。
- (2) 広告内容は子育てに関連するものとします。
- (3) 母子健康手帳の記載内容に相反するものでないようにしてください。
- (4) 配布期間中に期限が切れないようにしてください。
- (5) 広告内容の問い合わせ先を明記してください。
- (6) 広島市が推奨する広告ではない旨を明記することにより、広島市が広告主を後援したり、特定の商品を推奨しているような印象を与えないように配慮してください。
- (7) 作製前に広告内容について広島市の了承を得てください。

### 4 広告内容の掲載基準等

「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」を遵守してください。

### 5 応募資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 市税の滞納がないこと（また、本市が市税納付状況調査を行うことに同意していただきます。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

## 6 募集期間、応募書類及び応募方法

### (1) 募集期間

令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで

### (2) 応募書類

次のとおりとします。なお、提出書類は受付後、返却いたしません。

- ① 申込書（様式 1）
- ② 提案書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 3）
- ④ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）、役員名簿  
個人事業者の場合は、身分証明書（免許証など）の写し
- ⑤ その他必要書類等 ※提案書記載要領の指示に従ってご提出ください。
  - ・ 類似業務の実績を示す資料
  - ・ マタニティグッズの見本
  - ・ 事業者の広告掲載方針
  - ・ 納期までの作業スケジュール表

### (3) 応募方法

応募書類を、次のいずれかの方法により募集期間内に提出してください（提出先は、問い合わせ先と同じです。）。

#### ① 持参

閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### ② 郵送

一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法により送付してください。

## 7 事業者の選定等

- (1) ご提出いただいた書類等に基づき、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に評価し、1 者を選定します。
- (2) 選定された事業者へは電話にて通知し、選定結果については、市のホームページで結果を公表します。なお、審査の経緯の公表は行わないものとします。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けないこととします。
- (3) 選定された事業者は、市との間で、別添の協定書を取り交わすものとします。

## 8 その他

- (1) 広告物の作製等に関する経費は、全て受託者の負担とします。
- (2) 広告内容の事前確認として広告内容の審査を行います。必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 配布期間中、広告主が広島市広告掲載基準に違反した場合、広告物の回収を受託者の負担で行っていただく場合があります。
- (4) マタニティグッズの不良品が発生した場合は、代替品の作製を受託者の負担で行っていただく場合があります。

## 9 問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局こども青少年支援部（本庁舎12階）

電話 082-504-2623

FAX 082-504-2727

Eメール [ko-shien@city.hiroshima.lg.jp](mailto:ko-shien@city.hiroshima.lg.jp)